

平成 29 年第 1 回
龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会会議録

平成 29 年 2 月 23 日 開会
平成 29 年 2 月 23 日 閉会

龍ヶ崎地方衛生組合

平成29年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会会議録

龍ヶ崎地方衛生組合 告示第1号

平成29年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年2月13日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 中山 一生

1. 招集日時 平成29年2月23日（木）午後2時00分
2. 招集場所 龍ヶ崎地方衛生組合議場

平成29年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会日程

1. 招集日時 平成29年2月23日(木)午後2時00分
2. 招集場所 龍ヶ崎地方衛生組合 2階議場
3. 会 期 自 平成29年2月23日
至 平成29年2月23日
4. 付議事件

順序	議案番号	事 件 名	提 出 者
1	議案第1号	平成28年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算(第2号)	管 理 者
2	議案第2号	平成29年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算	管 理 者

[会議録第1号]

平成29年2月23日開会

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 議案第1号及び議案第2号
(質 疑)
(討 論)
(採 決)
- 日程第5 一般質問

1. 出席議員

- 1番 金剛寺 博 議員
- 2番 久米原 孝子 議員
- 3番 滝 沢 健一 議員
- 4番 油 原 信義 議長
- 5番 黒 木 のぶ子 議員
- 6番 遠 藤 憲子 議員
- 7番 山 越 守 議員
- 8番 藤 田 尚美 議員
- 9番 細 谷 典男 議員
- 10番 池 田 慈 議員
- 11番 竹 原 大蔵 議員
- 12番 関 川 翔 議員
- 13番 坂 本 啓次 議員
- 14番 高 橋 一男 議員
- 15番 宮 本 秀樹 副議長
- 16番 星 野 初英 議員
- 17番 岡 沢 亮一 議員
- 18番 篠 崎 力夫 議員
- 19番 笥 信太郎 議員
- 20番 黒 田 茂勝 議員
- 21番 石 川 修 議員

22番 小 泉 嘉 忠 議 員
23番 久保谷 充 議 員
24番 永 井 義 一 議 員

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

中 山 一 生 管 理 者(龍ヶ崎市 長)
根 本 洋 治 副 管 理 者(牛久市 長)
藤 井 信 吾 副 管 理 者(取手市 長)
遠 山 務 副 管 理 者(利根町 長)
雑 賀 正 光 副 管 理 者(河内町 長)
田 口 久 克 副 管 理 者(稲敷市 長)
中 島 栄 副 管 理 者(美浦村 長)
天 田 富 司 男 副 管 理 者(阿見町 長)
飯 田 俊 明 会 計 管 理 者
小 林 義 弘 事 務 局 長
杉 山 晃 総 務 課 長

1. 職務のため出席した者の氏名

風 見 光 三 総 務 課 長 補 佐
木 村 哲 施 設 課 長 補 佐
浅 野 大 樹 総 務 課 主 任

午後2時00分開会

○油原信義議長 本日は、大変お忙しい中ご参集をくださいますご苦勞さまでございます。開会前に、新たに龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に就任されました方々をご紹介します。

稲敷市の岡沢亮一議員、同じく箕 信太郎議員、同じく黒田茂勝議員、どうぞよろしくお願いをいたします。

○油原信義議長 ただいまから平成29年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会を開会いたします。

本日は、全員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

○油原信義議長 日程第1，議席の指定を行います。

会議規則第4条の規定により，17番岡沢亮一議員，19番笥 信太郎議員，20番黒田茂勝議員と指定いたします。

○油原信義議長 日程第2，会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は，本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○油原信義議長 異議なしと認めます。よって，今期定例会の会期は本日1日と決定をいたします。

○油原信義議長 日程第3，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は，会議規則第71条の規定により，12番関川 翔議員，24番永井義一議員を指名いたします。

○油原信義議長 日程第4，議案第1号及び議案第2号，以上2案件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し，提案理由の説明を求めます。

中山管理者。

〔中山一生管理者 登壇〕

○中山一生管理者 改めまして，皆さんこんにちは。平成29年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会にお集まりをお願い申し上げましたところ，それぞれの各市町村議会でも予算を審議する3月議会が迫っている中，全員出席ということで，皆様お集まりいただきましてまことにありがとうございます。平素から当組合の業務運営並びに環境衛生行政に対しまして，ご尽力，ご協力を賜っておりますことを心から厚く御礼を申し上げます。

きょうも雨模様で，南風が吹いて生ぬるい感じがいたしますが，朝晩は，まだまだ寒かったり強風が吹いたりということで，温度差の激しい変わりやすい春の天気となっております。きょう，新しい週に入った発表があるのかもしれませんが，いまだ，きのうまでの発表では，龍ヶ崎の方面管内はインフルエンザの警報も発令されているところであります。

議員の皆様におかれましては，健康管理に十分留意されまして，引き続き圏域住民のためにご尽力いただきますようお願い申し上げます。

さて，今ほど，議長から議席の指定とあわせてご紹介がありましたが，このたび，当組合の議会議員となられました皆様には，今後，圏域住民のためにご活躍いただきますこと

をご期待申し上げるところでございます。

議案の説明の前に、せっかくの機会でございますので、組合の近況等につきまして若干ご報告をさせていただきます。

現在、組合の各処理施設においては、日々正常かつ順調に稼働いたしております。今後とも、公害のない運転管理とあわせまして周辺環境の保全に努めてまいりますので、皆様方のさらなるご指導ご協力をお願い申し上げまして、本日もご提案いたしました各案件の説明に移らせていただきます。

まず、議案第1号 平成28年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてです。

本案につきましては、既定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ998万1,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ5億3,761万2,000円とするものです。

まず、歳入です。

衛生手数料の79万7,000円の増額ですが、これは、搬入量が当初積算見込みより多かったため増額となります。

財産収入においては、基金積立金利子の利率低下による8万1,000円の減額、また、生産物売り払い収入において、55キロ施設の資源化設備で製造される乾燥製品量が、当初見込みより少なかったことによる7万5,000円の減額、合わせて15万6,000円の減額となっております。

次の繰入金につきましては、今回の補正での歳入歳出調整により、1,062万2,000円を減額するものです。

次に、歳出です。

議会費においては、視察研修欠席者分の旅費16万円の減額となります。

総務費の一般管理費では、120万円の減額であります。内訳でございますが、まず、給料において、人事院勧告による給与改定分7万円の増額、職員手当等においては、退職特別負担金分70万円の増額、共済費においては、共済組合負担金率の改定により145万円の減額、委託料においては、契約差金43万9,000円の減額、使用料及び賃借料では5万円、公課費において3万1,000円とそれぞれ減額となるものです。

次の財政調整基金費の1,113万2,000円の増額ですが、積立金利子においては、利率の低下により7万1,000円減額となりますが、今回の補正での財源調整により、新たに財政調整基金として1,120万3,000円を積み立てるものです。

続きまして、衛生費の清掃総務費であります。需用費の光熱水費において、電気料単価及び工業用水単価が下がったことによる1,020万円の減額、また委託料においての契約差金104万3,000円の減額、合わせて1,124万3,000円の減額であります。

次の処理場費につきましては、需用費において、A重油単価の下落等で、燃料費の100万円、医薬材料費では、薬品使用量の抑制に努めたことによる300万円、また、委託料にお

いて、当初予定していた2回の受入貯留槽清掃を1回にしたことによる350万9,000円、55キロ施設の資源化設備熱交換器の清掃を次年度へ延期したことによる99万1,000円、合わせまして850万円の減額となります。

続きまして、議案第2号 平成29年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,271万7,000円と定めるもので、前年度比1,480万2,000円、約2.7%の減額計上です。

まず、歳入の分担金及び負担金の分担金です。本年度4億5,640万3,000円、前年度比1,419万円、3.0%の減です。

次に、使用料及び手数料の2,412万5,000円につきましては、使用料において前年度比5,000円の減額ですが、し尿及び浄化槽汚泥等の処理手数料では、過去の実績から算出した結果、40万8,000円の増額計上となっております。

財産収入31万1,000円につきましては、各基金の積立金利子及び汚泥乾燥肥料の売り払い収入であります。

繰入金3,676万5,000円については、分担金軽減のため計上したものであります。

繰越金は、1,500万円で前年度同額です。

諸収入の組合預金利子及び雑入におきましては、11万3,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出です。

まず、議会費です。本年度406万3,000円で、前年度と同額計上です。

次に、総務費の一般管理費ですが、本年度1億5,583万8,000円で、前年度比1,795万3,000円の減額です。

主な内訳については、まず、退職による職員数の減少により、給料、職員手当等及び共済費において減額となります。また、需用費や委託料においても減額となりますが、備品購入費においては、財務会計システム用のプリンターやAEDの購入費用として59万円の増額となっております。AEDにつきましては、現在設置中のものが耐用年数を経過したため購入するものでございます。公平委員会費、監査委員費につきましては、前年同額です。

続きまして、衛生費の清掃総務費ですが、本年度1億190万3,000円で、前年度比319万3,000円の増額です。需用費において、電気料単価及び工業用水単価が下がったことにより、光熱水費で383万6,000円の減額です。委託料の695万3,000円の増額は、主にし尿処理施設精密機能検査費用の増額であります。

続いて、処理場費です。本年度1億4,998万6,000円で、前年度比3万2,000円の減額、需用費においては、重油単価の下落や運転管理の見直しにより、燃料費で116万7,000円の減額、医薬材料費で71万円の減額となりますが、平成29年度は機器のオーバーホールが多く、修繕料で764万5,000円の増額となり、合わせて576万8,000円の増額となるものです。

委託料におきましては、槽内清掃業務委託費用分580万円が減額となっております。

次の公債費につきましては、元金、利子合わせて1億1,890万3,000円で、前年度同額です。

予備費につきましても、前年度同額計上です。

以上が、本日、提案申しあげました各案件の概要でございます。何とぞ慎重なるご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申しあげまして、提案理由の説明といたします。

○油原信義議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許可いたします。

6番遠藤憲子議員。

〔6番 遠藤憲子議員 登壇〕

○6番（遠藤憲子議員） 6番の遠藤憲子でございます。それでは、通告しております議案第2号について、質問をしてみたいです。

まず初めに、7ページ、構成市町村の分担金についてでございます。構成市町村の分担金ですが、25ページの算出表では、建設費については昨年と同額です。一般経費につきまして算出された分担金の金額となっております。この算出表によりますと、美浦村が前年度に比べて増額となっており、人口減が言われている中で、他の市町村は減額となっております。美浦村が増額となっている理由、さらに分担金の算出方法、財政調整基金からの繰り入れについてお尋ねいたします。

続きまして、12ページです。13の委託料380万円のうちの管理棟等警備140万円について伺います。前年度比委託料全体では34万1,000円の減額との説明がございました。この減額の詳細についてお尋ねをいたします。

そして、もう1点が、管理棟等警備につきましては、前年度は参考見積もりで計上し、その後、金額が確定した後、減額との説明がございました。今年度につきましては、今後の5年間の契約をし、平成29年度分を計上という説明がございました。数年度にまたがるこの契約の支出については、債務負担に計上すべきではないか、そのことについてお尋ねをいたします。

そして、もう1点は、基金についてであります。組合で管理をしております基金は、財政調整基金、そしてまた、公害対策基金がございます。それぞれの現在の残高、目的についてお尋ねいたします。財政調整基金の目的につきましては、各構成市町村の分担金の減額に充てたり、また急な支出に対応するなど理解をするものですが、基金としての残高の考え方をお尋ねいたします。そして、公害対策基金、この目的、どういう場合を想定してこの基金があるのか、お尋ねをいたします。

そして、もう1点は、新たな基金の創設の考えについてです。この問題につきましては、前回は質問をいたしました。これから組合でも、一般企業とは違いますが、機械や施設の

老朽化対策,そしてまた維持管理などかなりの金額の支出が予定をされていると思います。そのようなときに,目的を持った基金,この創設をしていくべきではないかと思いますが,その点についてお尋ねをいたします。

○油原信義議長 杉山総務課長。

[杉山 晃総務課長 登壇]

○杉山 晃総務課長 遠藤議員の質疑にお答えいたします。

まず,分担金の一般経費の歳出方法でございますが,均等割5%,実績割95%でございます。平成29年度も構成市町村の厳しい財政状況を踏まえ,分担金の軽減を図るべく,財政調整基金を取り崩し,3,676万5,000円を繰り入れしております。繰り入れする金額につきましては,できるだけ全構成市町村が前年度比減額となるように金額の設定をしております。

次に,美浦村の分担金の一般経費が前年度と比較して増額となっているのはなぜかという質疑でございますが,美浦村は,分担金の歳出根拠となる搬入実績量が前年度より685トン,実績割合で0.53%上昇していることから,増額となるものでございます。搬入量の増加要因について美浦村の担当課に確認したところ,自然増ということでございましたが,引き続き調査をお願いしているところでございます。

なお,繰入金金を5,600万円まで増額すると,全構成市町村の分担金が前年度比減額となりますが,かなり高額となることから,今回は見送った次第でございます。

次に,委託料全体で34万1,000円の減額の詳細についてですが,まず,給与事務において,平成28年度予算は,厚生年金の一元化に向けた標準報酬制やマイナンバー制度の導入についての登録についての費用が必要なため,54万5,000円の予算を計上いたしましたが,平成29年度については,通常にかかる金額42万1,000円の計上となり,12万4,000円減額となっております。

また,管理棟警備において,平成28年度は,契約更新の年になることから,参考見積額161万円を予算に計上いたしましたが,平成29年度予算については,契約締結後の金額140万円の計上となり,21万円の減額となっております。管理棟警備につきましては,5年間の長期継続契約となり,平成29年度の予算については,契約金額の1年分を予算措置しております。

次に,5年間の契約締結については,債務負担に計上するべきではないかとの質疑であります。地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約で物品の借りに関する契約及び役務の提供を受ける契約のうち,条例で定めるものについては,債務負担行為を設定しなくても複数年契約を締結することができるとあり,効率的な事務運営を考慮し,長期継続契約としたものであります。

次に,当組合で管理している基金についての質疑ですが,まず,各基金の現在高についてです。平成27年度末の財政調整基金の現在高は2億4,569万7,469円,公害対策基金の現在

高は1,894万4,193円となっております。

なお、現在審議いただいております平成28年度補正予算（第2号）のとおり、各基金に積み立てを行った場合には、平成28年度末の現在高は、財政調整基金が2億5,710万2,469円、公害対策基金が1,896万7,808円となる予定でございます。

次に、基金の目的についてですが、財政調整基金は、財源の調整及びその健全な運営を図るため設置すると条例で定めております。基金の適正額は、標準財政規模の5%から15%が指数とされており、当組合では1億円ほど必要だと考えております。しかし、緊急的な大規模修繕などに対応する基金としての意味合いもあり、2億円ほどは必要であると考えております。

また、構成市町村の財政状況を考慮し、平成32年度末の起債償還終了時まで繰り入れを行い、分担金増加の抑制を図りたいと考えております。

次に、公害対策基金の目的についてですが、条例において当組合の原因により生じた公害の対策に充てるため、必要な額を基金に積み立てると定めております。万が一、公害が発生した場合の補償、再発防止対策などの必要が生じた場合に処分するものでございますが、現在まで公害対策基金を処分する事例はございませんでした。

これからも、周辺環境の保全に努め、公害のない安定した施設の運転を心がけていきたいと考えております。

次に、新たな基金を創設する考えはあるかとのことですが、当組合で考えられる新たな基金としては、大規模な施設整備計画に充てるための目的を持った基金が考えられますが、今後、具体的な施設整備計画策定の際にあわせて検討していきたいと考えております。以上でございます。

○油原信義議長 6番遠藤憲子議員。

〔6番 遠藤憲子議員 登壇〕

○6番（遠藤憲子議員） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今、構成市町村の分担金のところで、美浦村につきましては自然増ということがご答弁いただきました。今回、実績割で685トンですか0.53%増えたということなんです。今回のように、急にこういう搬入量が増えるということがあったのかどうか。以前のことも含めまして、そのような事例があったのかどうか。そのときの対応について、やはり自然増ということで処理をされたのかどうか、その辺を確認をしたいと思います。

それと、管理棟の警備についてですが、地方自治法によりまして、長期継続契約の対象となる契約については、各自治体の条例で定めるというようなことございました。私もこのことにつきましては調べたのですが、長期継続契約につきましては、取引先とは複数年にわたる契約期間で締結をし、予算に毎年範囲内で支出をするということになるということですね。年間を通して行われる事業としましては、業務を受託した会社など、一定の設備投資が必要となる、その設備投資を回収するのに見合う期間として5年以内というこ

とで、この組合の管理棟警備業務が該当するということですが、このような契約、この組合の事業の中でほかにあるのかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

あと、新たな基金の創設の考えにつきましては、今後、整備計画をもって、そのときに検討するということなので、この点については結構でございます。以上です。

○油原信義議長 杉山総務課長。

〔杉山 晃総務課長 登壇〕

○杉山 晃総務課長 お答えいたします。

まず、今までに搬入量の急な増加となることがあったのかということですが、過去にも別の市町村で増えたことはありますが、そのときも自然増ということでございました。

次に、長期継続契約について、ほかにあるのかという質疑ですが、条例において、長期継続契約を締結することができる契約は、事務用機器、車両などの賃貸借契約、庁舎や施設の警備、設備の保守点検または運送に関する委託契約と定めておりますが、現在、当組合で締結しているものは、管理棟等機械警備のみでございます。以上です。

○油原信義議長 9番細谷典男議員。

〔9番 細谷典男議員 登壇〕

○9番（細谷典男議員） 9番細谷でございます。

私のほうは、平成29年度予算につきまして、通告に基づいて質疑をいたします。

衛生組合の歳入は、参加する各自治体の分担金が多くを占めております。各自治体も大変厳しい財政状況の中での支出となっておりますが、これらを踏まえ、予算案は効率的に編成されており、賛成するものでございます。

しかしながら、効率的であることを目指す余り、削ってはいけないところにもメスを入れているのではないかと懸念もありますので、組合の考え方をお聞きしたいと思います。

それは、委託業務についてでございます。組合の業務の性格上、委託業務は重要な役割を持っております。組合と委託事業者は協力、連携を図り、信頼関係に基づいた業務を遂行していくものと考えております。このような観点から、二つの委託業務について組合の考え方をお聞きしたいと思います。

一つは、長期継続契約についてでございます。これは、先ほど来、議論がありますので、重複しないようにお聞きしたいと思います。この契約については長期であることから、期間終了まで効力を有するものと思っておりますが、その際、予算措置は債務負担行為と異なり単年度ごとに審議するというものになっております。この予算審議の際、業務内容や契約内容、あるいは経済環境の変化を踏まえた議論など、予算の是非にかかわる議論について、この議会における審議に際して、長期継続契約となっていることから、何らかの制約があるのかどうか。つまり、通常の議案であれが修正なり否決ということも可能なわけですが、長期継続契約となっていることによって、それらが制約されるのかということでございます。

す。

行政の予算は、単年度で行うのが通常は好ましいと考えておりますが、この長期継続契約とした委託事業のそのメリットについてお聞かせいただきたいと思ひます。

二つ目につきましては、この委託業務の中で、人件費が多くを占める事業についてお聞きしたいと思ひます。人件費が多く占める事業における予算積算、歳出根拠についてお聞きいたします。

具体的に一例を挙げさせていただきたいと思ひます。衛生費、清掃に関する処理棟清掃委託業務でございます。99万円の計上となっておりますが、前年度比較でマイナス23万円でございます。前年度と比較して、仕様書は変更されていないということをお伺いしております。この業務は、洗剤とか薬品、清掃用具を使いますが、多くは人手を介しての作業となります。さらに、用具などは持ち込み、一般的な洗剤は組合から支給ということとなっております。この部分ではほとんど費用がかからないものと思ひられます。つまり、委託費の多くの部分を人件費が占めていると思われることから、これをどのように積算されたのかということをお聞きしたいと思ひます。

人件費につきましては、時間単位で算出するものと思ひられますが、前年度予算122万円と比べてマイナス23万円、約20%減でございます。今回の予算においては、1時間当たりどのぐらいで算出されたのか明らかにさせていただきたいと思ひます。

さらに、実際の作業員に支払われている賃金、金額でございますが、これを把握されているのか、少なくとも最低賃金を下回ることはないのかということなどについて把握されているのかをお聞きしたいと思ひます。

そして、最後になりますが、地元業者育成についてお伺いをいたします。先ほども申し上げましたように、衛生組合は、委託業務が多く占めております。職場では、委託業者との一体感が必要であろうというように思ひます。入札も価格だけの競争では信頼関係が築けないのではないかとこの心配もしております。価格プラスほかの要素も必要ではないか、価格競争による入札によって、ダンピングなどで毎年委託業者が変わるというようなケースは好ましくないことは明らかだろうというように思ひます。

以上の観点から、地元業者と共存し得るような入札や育成について、考え方を伺うものでございます。

○油原信義議長 小林事務局長。

[小林義弘事務局長 登壇]

○小林義弘事務局長 細谷議員の質疑にお答えいたします。

現在、当組合において長期継続契約をしている事業は、管理棟等警備業務委託であります。この警備業務には、警備員による監視や見回りのほか、感知器等の設置・保守・点検もその内容に含んでおります。

次に、議会における審議に関して、長期継続契約となっていることから、何らかの制約

はあるのかということですが、今回の契約は5年間の長期継続契約であります。予算については、単年度ごとの計上となっております。

龍ヶ崎地方衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則第3条第2号において、予算の減額による変更及び削除による契約解除要件を約定する、と定めており、その旨を仕様書にも記載しております。したがって、契約期間中であっても、翌年度の当初予算について議会で否決された場合には、予算措置ができませんので、契約解除ということになります。

次に、長期継続契約のメリットについてですが、毎年度契約を締結していたものを、複数年度にわたる長期の契約にすることにより、事務の簡素化、効率化が図れるものと考えております。

続いて、衛生費における処理棟清掃委託料の算出についてでございますが、実績のある業者から参考見積書を徴収し、それをもとに積算し予算計上をしております。日常清掃業務の1時間当たりの算出単価は1,000円でございます。この算出単価は、前年度の1,250円と比較しますと250円低下しております。

次に、実際に作業員が受け取っている賃金について把握しているのかということですが、把握はしておりません。

続きまして、地元事業者と共存し得るような入札、また育成についてでございますが、地元事業者は、地域経済の活性化や新たな雇用の創出を図る上で極めて重要であり、特に構成市町村圏内に本店を置く事業者については、地域経済の発展に大きく貢献していると思われま。

指名競争入札に当たっては、地元事業者の育成等、総合的に勘案し執行していきたいと考えております。以上でございます。

○油原信義議長 9番細谷典男議員。

〔9番 細谷典男議員 登壇〕

○9番（細谷典男議員） ただいまのご答弁いただきました長期継続契約についてでございますが、組合側のメリットとしては事務の簡素化ということですが、もう一面としては、競争を規制してしまうのではないかという面があるかと思えます。業者のほうの側から見れば、落札した業者は、長期に安定して仕事を確保できるというメリットが当然あるのですが、一方、新たに参入を試みようとする業者は、入札にその間参加できないということになるかというように思います。

長期継続契約のいいところと悪いところ両面あるかと思えますが、もう一つ、雇用されている者にとっては、雇用が安定することだろうというように思っています。毎年入札では、仕事が確保できる保障がない、雇用もどうなるかわからないという不安も同居しております。これらの長所、そして、また別の面なども勘案しながら、この長期継続契約については進めていただきたいというようにご要望させていただきたいと思えます。

もう一つの清掃業務の委託でございます。1時間当たりの単価が示されましたが、前年度123万円のときは1,250円という1時間当たりの単価。そして99万円となった今回の予算では、1,000円ということになりました。ほとんどを人件費が占める委託業務でございます。今回の予算によって、実際働いている作業員への支払いも、当然減っていくことは明らかではないかと思えます。その比率は20%このように見られるのではないかというように思うわけでございます。

この人件費1,000円というのは、そのまま作業員に払われるものではなく、委託会社の経費、あるいはさまざまな事務手続、あるいは当然会社の利益も含まれている中での1,000円でございますから、この状況をよく勘案すると、前年度より予算見積もりの中で250円減ったということは、どのような状況になるのかでございます。

茨城県の最低賃金は771円でございます。昨年10月1日に改定されて、最低賃金が上がりました。771円。今回、組合の単価が1,000円、前年度から250円減っている。250円減った分を全て人件費を減らしてカバーするとすれば、この最低賃金に非常に近づいているか、あるいはということも考えられるわけでございます。組合のほうでは、末端の作業員への支払いまでは把握されていないということでございますし、また、委託業務はそこまで求めているものではないかと思うのですが、この公契約において、よもや最低賃金を下回るようなことになるとすれば、大変大きなことになるのではないかというように思います。これは、私の懸念だけでしかありませんので、そのようなことも議会で心配は出されたということはお聞きいただきまして、これからの入札にしっかりと当たっていただきたい、このことを申し上げさせていただきます。以上でございます。

○油原信義議長 これをもちまして議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対者の討論を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○油原信義議長 次に、賛成者の討論を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○油原信義議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○油原信義議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○油原信義議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○油原信義議長 日程第5，これより一般質問に入ります。

質問の通告がありませんでしたので，これをもって一般質問を終結いたします。

○油原信義議長 これをもって，平成29年第1回龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ご苦労さまでございました。

午後2時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

龍ヶ崎地方衛生組合議会

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員